

## 特記仕様書

1. 委託名 由利地域振興局福祉環境部自動ドア保守点検業務委託

2. 期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 業務目的 本委託は、当地域振興局福祉環境部に設置されている自動ドアの機能を常に正常に保つため年3回の定期保守点検及び緊急時の修理を行うものである。

4. 対象機器	設置場所	庁舎正面外側	庁舎正面内側
	開閉方式	引分式	引分式
	機種	160KLCM (寺岡式)	150KLTM (寺岡式)
	台数	1台	1台

5. 保守の方法 (1) 定期保守：年3回定期的に保守・点検を行う  
(2) 緊急保守：緊急時に対象機器の保守及び修理を行う

6. 保守点検内容 (1) 異常の有無の点検  
(2) 対象物件の清掃、注油及び一般調整  
(3) 対象物件の自然損耗部品の修復、部品交換及び調整  
(4) 対象物件の障害の修復及び分解整備

7. 保守点検項目 ・ 駆動装置 ・ 扉懸架部 ・ 電気関係 ・ 検出装置

8. 業務責任者の設置 (1) 業務責任者は、本業務の遂行に当たり十分な経験、知識、技能を有する者とする。  
(2) 業務責任者は、本業務の運営及び技術上の管理並びに発注者との協議等業務遂行に係る権限を有するものとし、その権限の範囲は契約書で定める。

9. 留意事項 (1) 消耗品以外の部品については、発注者が負担する。ただし、保守上の不備等受注者の責任に帰する故障については、受注者の責任においてこれを負担する。  
(2) 部品は、製造者純正品を使用し、製造者仕様以外の改造は行わないこと。  
(3) 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。  
(4) 本委託にかかる点検作業は、安全確保のため有資格者が行う。  
(5) 契約書及び本特記仕様書に定めのない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」（別添）及び「建築保全業務共通仕様書（令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による。なお、共通仕様書第3章3及び4は、本業務に適用しない。